

(案)

委 託 契 約 書

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、2019年春・初夏のいばらきよいこプランPR用小冊子作成業務について、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 委託業務の名称 2019年春・初夏のいばらきよいこプランPR用小冊子作成業務
- (2) 委託業務の内容
2019年春・初夏のいばらきよいこプランPR用小冊子の作成及び発送
詳細については、別添2019年春・初夏のいばらきよいこプランPR用小冊子作成業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 本契約締結の日から平成31年2月28日まで

(委託業務の遂行)

第2条 乙は、委託業務を甲の定める仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も、同様とする。

- 2 前項のほか、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、乙は甲と協議のうえ、委託業務を実施しなければならない。

(委託料の限度額)

第3条 甲の委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として金〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

(委託料の支払)

第4条 甲は、前条に規定する委託料を、委託業務が終了し、第8条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

- 2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙はその請求金額につき、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により、委託業務実施のため必要があると認められる金額については、委託費の90パーセント以内の額を概算払することができる。
- 4 乙は、前項の概算払いを請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。

(契約保証金)

第5条 (契約時に適宜記載)

(再委託の制限)

第6条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(委託業務の実績報告等)

第7条 乙は、委託業務が終了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託業務の実績報告書（別紙様式）を平成31年2月28日までに甲に提出しなければならない。
この場合において、第4条の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号（様式第102号））を添付するものとする。

(適合の検査及び結果通知)

第8条 甲は、前条の規定により乙から委託業務実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、その旨を乙に対して通知するものとする。
2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期間については、前項の規定を準用する。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託料が第3条の委託料の限度額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(瑕疵担保)

第10条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品について隠れた瑕疵があり、当該成果品では甲の目的が果たせない場合には、検査後1年間は、これを完全なものとして引き換えなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(委託業務の中止等)

第13条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。
2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。
3 前項の規定により本契約を解除したときは、甲乙協議の上、委託料の精算をするものとする。

(委託業務の変更)

第14条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第15条 甲は、乙が本契約に違反した場合は、本契約を解除し、又は変更し、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を請求することができる。
2 前項の規定による解除又は変更によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(委託業務の報告等)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(著作権)

第17条 乙は、この委託業務にあたり使用した写真、イラスト及び原稿で、乙にその著作権が帰属するものを、納品時に全て甲に引き渡すものとする。この際、当該写真、イラスト及び原稿に関する著作権は、他印刷物等への再利用に係る権利を含めて乙から甲へ譲渡するものとする。

(帳簿等)

第18条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなくてはならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類などをその完結の日から5年間保存するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第19条 甲及び乙（役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを確約する。なお、甲又は乙は、相手方が反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告も要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲又は乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をした場合には、何らの催告も要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他各号に準ずる行為

3 甲又は乙（以下、本項において「解除者」という。）が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することを要せず、またかかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

(疑義の処理)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦

乙 ○○○○ ○○○○
○○○
○○○○ ○ ○ ○ ○ ○

(別記)

特約事項

1 受託者の責務

委託事業を処理するに当たっては、法人情報及び個人情報（以下「法人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、企業の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 法人情報等の収集の制限

委託事業を処理するため法人情報等を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 法人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を処理するため、調査収集及び作成した法人情報等は、委託事業を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 守秘義務

委託事業の処理に当たり、情報の収集整理にあたっては、雇用にあたり、情報の守秘を義務づけると共に、十分な教育を行い、法人情報等の外部への漏えいを防止すること。

5 情報についての事故報告

法人情報等について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

(別紙様式)

平成 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会

会 長 大 井 川 和 彦 殿

(受託者)

〇〇〇〇 〇〇〇〇

〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 印

実 績 報 告 書

平成31年 月 日付けで契約した2019年春・初夏のいばらきよいところプラン作成業務委託について、下記のとおり事業が完了したので、原契約書第7条の規定により報告します。

記

1 委託期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 収支決算書

別添のとおり

3 事業成果品

別添のとおり

2019年春・初夏のいばらきよいとこプランPR用小冊子作成業務委託仕様書

1. 目的 春・初夏の観光シーズンに併せて実施するよいとこプラン（ワンデー・ツーデープラン）により茨城を広くPRするための小冊子を作成し、JR東日本の首都圏や常磐線の主要駅に配置することより、プランへの参加者募集を図る。

2. 委託業務 (1) 名称
2019年春・初夏のいばらきよいとこプランPR用小冊子作成業務委託

(2) 規格
① 体裁：A4変形小冊子型 全16ページ
(仕上がり：105mm×297mm)
② 色数：4色
③ 紙質：マットコート紙 A版 57.5kg

(3) 制作部数 80,000部
茨城県観光物産課 2,000部, 茨城県観光物産協会 1,000部
直送部数は 77,000部 (約290箇所)

(4) 内容
① 2019年春・初夏のいばらきよいとこプランPR用小冊子の作成・印刷・製本配送。
② 旅行行程・観光地等の資料・画像データについては当課より提供する。
③ 冊子記載内容詳細 (参画市町村の状況により変更あり)
・表紙には「いばらきの春・初夏」をイメージするデザインとする。
上部にはJRの帯及び下記の文言等を掲載する。
2019年春・初夏のいばらきよいとこプラン
現地発着型ツアー、「気になるいばらき」楽しく体験！探訪！
【茨城の観光情報はここ】

観光いばらき

検索

- ・裏表紙にはJR東日本水戸支社からの広告を掲載する。
 - ・P1には目次、お問合せ先、首都圏を含めた路線図を掲載する。
 - ・P2～P9にはイベント観光案内
 - ・P10にはプラン毎の目次、茨城県内地図を掲載する。
 - ・P11～P17にはワンデープラン・ツーデープラン案内を掲載する。
ワンデープランは1ページに3コース、ツーデープランは1ページに2コース掲載する。
 - ・P18には漫遊いばらきファンクラブの案内、申込み方法、ご旅行条件 (要旨) 約款 登録、個人情報保護法を掲載する。
- ④ 指定場所へのパンフレットの発送及び納品。
・送付先：JR東日本の首都圏の主な駅及び常磐線の主な駅、参加各市町村
約290箇所に合計77,000部を送付する。
・納品先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県営業戦略部 観光物産課内
漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会 2,000部,
〒310-0011 茨城県水戸市三の丸1-5-38
一般社団法人 茨城県観光物産協会 1,000部
※電子データ (CD-R 1枚)。
CD-Rはウイルスチェックを行うとともに、チェックの日付、ウイルス対策ソフト名、パターンファイル日付を明記のこと。

(5) 納期 平成31年 2月28日 (木)

3. 委託契約の期間 委託契約締結の日から平成31年2月28日 (木) まで

4. その他 本仕様書に定めがない事項については別途指示する。